

経済産業省

令和2年12月4日

関係団体各位

経済産業省商務・サービス審議官 畠山 陽二郎

商業施設等における障害を理由とする差別の解消の推進について

平素より、小売業関係施策に御協力いただき誠にありがとうございます。

本年11月、国内のある商業施設において、障害のある方がリフト付きの福祉車両を駐車場に止めて入場しようとしたところ、駐車場の一般車向けの高さ制限を超えることを理由に、特段の配慮や代替策の提示なく、駐車を断られる事例がありました。

障害者差別解消法（2016年4月1日施行）では、障害のある方に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない方にはつけない条件をつけること等が禁止されています。なお、正当な理由があると判断した場合においても、障害のある方にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましいとされています。

また、同法において、事業者は、障害のある方から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときには、負担が重すぎない範囲で対応に努めること（合理的配慮）が求められています。

関係団体の皆様におかれましては、今一度、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり障害のない方に対しては付さない条件を付ける等の不当な差別的取扱いを行わない、障害のある方から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合には、合理的配慮に基づいた対応を実施するなど、会員企業において障害者差別解消法が理解・遵守されるよう、周知・徹底をお願いいたします。

- ・参考1「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/downloadfiles/ts_meti.pdf
- ・参考2「障害者差別解消法リーフレット」
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai/leaflet-p.pdf>
- ・参考3「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

以上